

# レンタカー貸渡約款

株式会社 DRIVE

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

- 1 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。
- 2 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

## 第2章 予約

### 第2条 (予約の申込み)

- 1 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意の上、別に定める方法により、車種、借受開始日時、借受期間、借受場所、返還場所、運転者、チャイルドシート等のレンタル品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
- 2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、別に定める予約申込み金を支払うものとします。

### 第3条 (予約の変更)

- 1 借受人は、第2条第1項の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

### 第4条 (予約の取消し)

- 1 借受人は、別に定める方法により、予約を取消すことができます。
- 2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を30分以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取消されたものとします。
- 3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
- 4 事故、盗難、不返還、リコール、天災等の、当社のいずれの責のもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

### 第5条 (免責)

- 1 当社及び借受人は、予約が取消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。
- 2 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。
- 3 借受人は、第4条第4項に定めた通り、当社がレンタカーの貸渡し又は、代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、当社の責任を問わないものとします。
- 4 第5条第2,3項の場合、当社は直ちに借受人に連絡するものとします。借受人は直ちに当社に連絡するものとします。
- 5 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社はその責を負わないものとします。

## 第3章 貸渡し

### 第6条 (貸渡契約の締結)

- 1 借受人は、第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。
- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に、別に定める貸渡料金等を支払うものとします。
- 3 当社は、監督官庁の基本通達に基づき、予約受付書及び貸渡契約書に借受人の氏名、住所、運転免許証の番号を記載し、又、運転免許証の写しを添付するため、借受人の運転免許証の提示を求め、及びその写しを提出するものとします。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示するものとします。  
注) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号）の2, (10) 及び (11) のことをいいます。
- 4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の他に本人確認がとれる書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
- 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯番号等の告知を求めます。
- 6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

### 第7条 (貸渡契約の締結の拒絶)

- 1 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当社がそう判断したときは、貸渡契約を締結することが

できないものとしします。

貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。

酒気を帯びていると認められるとき。

麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等が認められたとき。

チャイルドシートがないにも関わらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。

暴力団、暴力団関係者団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとしします。

予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。

過去の貸渡において、貸渡料金等の支払いを滞納した事実があるとき。

過去の貸渡において、第15条各号に掲げる行為があったとき。

過去の貸渡（他のレンタカー事業者による貸渡を含む。）において、第16条第6項又は第21条第1項に掲げる事実があったとき。

過去の貸渡において、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

別に明示する条件を満たしていないとき。

3 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取扱い、借受人から借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済の予約申込金を返還するものとする。

#### 第8条（貸渡契約の成立等）

1 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引渡したときに成立するものとしします。

この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとしします。

2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとしします。

#### 第9条（貸渡料金）

1 貸渡料金とは、レンタカー貸渡時において、当社が地方運輸局陸運支局長に届け出し、実施している料金表によるものとしします。

2 当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡に付帯する（有料レンタル等。）付帯料金の合計額としします。

#### 第10条（借受条件の変更）

1 借受人は、貸渡契約の締結後、第6条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとしします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

#### 第11条（点検整備及び確認）

1 当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとしします。

2 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとしします。

3 借受人は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の確認によってレンタカーに整備不良がないことと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとしします。

4 当社は、前項の確認によりレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとしします。

#### 第12条（貸渡契約書の交付、携帯等）

1 当社は、レンタカーを引渡すとき、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡契約書を借受人に交付するものとしします。

2 借受人は、レンタカーの使用に、前項により交付を受けた貸渡契約書を携帯しなければならないものとしします。

3 借受人は、貸渡契約書を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとしします。

4 借受人は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡契約書を当社に返還するものとしします。

### 第4章 使用

#### 第13条（管理責任）

1 借受人は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）善良な管理者の注意義務を持ってレンタカーを使用し、保管するものとしします。

#### 第14条（日常点検整備）

1 借受人は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備をしなければならないものとしします。

#### 第15条（禁止行為）

1 借受人は、使用中に次に定める行為をしてはならないものとしします。

当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送業又はこれに類する目的に使用すること。

レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第6条第3項の貸渡契約書に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。

レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その現状を変更すること。

当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。  
当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。  
レンタカーを日本国外に持出すこと。  
その他の借受条件に違反する行為をすること。

#### 第16条 (違反駐車の場合の措置等)

- 1 借受人は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担するものとします。
- 2 当社は、警察からレンタカーの放置、駐車違反の連絡を受けたときは、借受人に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引取ると共に、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人はこれに従うものとします。尚、当社は、レンタカーが警察署により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察署から引取る場合があります。
- 3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処置の状況を交通違反告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人に対し、駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人はこれに従うものとします。
- 4 当社は、当社が必要と認めた場合には、警察に対して自認書及び貸渡契約書等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する駐車違反に係る責任追及の為に必要な協力を行う他、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡契約書等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人はこれに同意するものとします。
- 5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。  
放置違反金相当額  
探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
- 6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人又は運転者の氏名、生年月日、運手免許証番号等を 社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。
- 7 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金は納付されたこと等により放置違反金納付命令が取消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

## 第5章 返 還

#### 第17条 (返還責任)

- 1 借受人は、レンタカーを借受期間満了時まで第2条第1項で明示した返還場所において当社に返還するものとします。
- 2 借受人が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 3 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 4 前項の、天災その他の不可抗力には道路状況の混雑又は到着予定時刻の計算違いは含まれないものとする。

#### 第18条 (返還時の確認等)

- 1 借受人は、当社立会のもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 2 借受人は、レンタカーの返還にあたり、レンタカー内に借受人若しくは同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

#### 第19条 (借受期間変更時の貸渡料金)

- 1 借受人又は運転者は、第10条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

#### 第20条 (返還場所等)

- 1 借受人は、第10条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送の為に費用を負担するものとします。
- 2 借受人は、第10条第1項により定めた返還場所を変更したことにより、回送の為に費用に差額が生じたときは、当社は返還しないものとします。
- 3 借受人は、第10条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約金を支払うものとします。  
返還場所変更違約金 = 返還場所の変更により必要となる回送の為に費用 x 300%

#### 第21条 (不返還となった場合の措置)

- 1 当社は、借受人が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、警察に通報する他、刑事告訴を行う等の法的措置をとる他、社団法人全国レンタカー協会に対し不返還報告をすると共に、全レ協システムに登録する等の措置をとるもの

とします。

- 第1項に該当することとなった場合、借受人は当社に与えた損害について賠償する責を負う他、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

## 第6章 故障、事故、盗難時の措置

### 第22条 (故障発見時の措置)

- 借受人は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡すると共に、当社の指示に従うものとします。
- 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの回送及び修理に要する費用を負担するものとします。また、レンタカーの修理が必要となった場合、損害の程度や修理期間に関係なく修理期間の営業補償の一部として次に定める料金を負担するものとします。

ノンオペレーションチャージ・休車補償		
1	陸費費用等にかかる費用の一部	1回/¥70,000
2	休車補償料(営業補償)の一部	1日/¥15,000

- 借受人は、レンタカーを使用できなくなったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

### 第23条 (事故発生時の措置)

- 借受人は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小に関わらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。  
直ちに事故の状況等を当社に連絡し、当社の指示に従うこと。  
当社の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社の指定する工場で行うこと。  
事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。  
事故に関し相手方(第三者含む。)と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 借受人は、前項の措置をとる他、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
- 当社は、借受人の為事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

### 第24条 (盗難発生時の措置)

- 借受人は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。  
直ちに最寄りの警察に通報すること。  
直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。  
盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類を遅滞なく提出すること。

### 第25条 (使用不能による貸渡契約の終了)

- 使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
- 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。
- 故障等が貸渡前に発生したときは、当社は代替レンタカーを提供することにします。ただし、当社の予約状況等により代替レンタカーの提供ができない場合もあります。
- 前項の代替レンタカーの提供ができなかった場合は、当社は貸渡料金を受領しないものとします。
- 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## 第7章 賠償及び補償

### 第26条 (賠償及び営業補償)

- 借受人は、借受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- 前項の損害のうち、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障等については、責を負わないものとする。
- レンタカーの汚損、異臭等の損害は当社の判断により損害額を定め、借受人はこれを支払うものとします。

### 第27条 (保険及び故障)

- 借受人が賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社が定める補償制度により、次の限度内の保険金又は保証金でてん補するものとします。

対人補償	1名につき	無制限	(自動車損害賠償責任保険を含む)
対物補償	1事故につき	無制限	(免責 10万円 借受人負担)
車両補償	1事故につき	時価額	(免責 10万円 借受人負担)
搭乗者補償	1名につき	500万円	

- 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。
- 保険約款の免責事由に該当する場合には、第1項の定める保険金は支払われません。
- 当社が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人は直ちに当社に支払額を弁済するものとします。
- 警察及び当社に届出のない事故、故障等、保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反した事故、借受期間を

無断で延長しその延長後に発生した事故による損害については、損害保険並びに当社が定める補償制度は受けられないものとする。

## 第8章 個人情報

### 第28条 (個人情報の利用目的)

- 1 当社が借受人又は運転者の個人情報を所得し、利用する目的は次のとおりです。  
道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡契約書を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施する為。  
貸渡契約の締結に際し、借受申込者又は運転者に関し、本人確認又は審査を行う為。  
当社の取扱い商品(レンタル事業、新車・中古車販売、HP作成事業。)及びサービスの企画開発、又はお客様の満足度向上策の検討を行う目的として、アンケート調査等を行う為。
- 2 所得した個人情報については、当社が責任をもって厳重に管理、保管します。

### 第29条 (個人情報の登録及び利用の同意)

- 1 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及びそれに加盟する各地区のレンタカー協会並びにレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。  
当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合  
当社に対して第16条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額支払がない場合  
第21条第1項に規定する不返還があったと認められる場合  
本約款に規定する内容に対し違反があると認められた場合、又は当社の指示に従わない場合

## 第10章 雑 則

### 第30条 (遅延損害金)

- 1 借受人又は運転者又は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第31条 (細 則)

- 1 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
- 2 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等に記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

### 第32条 (合意管轄裁判所)

- 1 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんに関わらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

### 附 則

本約款は、平成21年6月11日から施行します。



